(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道宗谷郡猿払村浅茅野三三六番四二から同村浅茅野三七九番まで	前	二四・〇〇メートル	〇・二五五キロメートル
	後	二六・八四～三〇・〇一メートル	〇・二五五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

五(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡日高町字千栄四〇二番一から同町字千栄四〇二番二まで	前	二一・〇〇～四〇・六〇メートル	〇・三一三キロメートル
	後	二三・五〇～八四・二〇メートル	〇・三一三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

六(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百九十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道余市郡赤井川村字落合四九〇番二地内	前	二六・五四～三二・三〇メートル	〇・一一五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二六・五四～三七・八四メートル	〇・一一五キロメートル	
北海道余市郡赤井川村字落合四八八番一〇地先から同村字都二二八番三まで	前	A 八・六〇～三一・五〇メートル B 一〇・九〇～三〇・二〇メートル	A 〇・二一七キロメートル B 〇・二〇一キロメートル	
	後	A 八・六〇～三一・五〇メートル B 一〇・九〇～四四・八〇メートル	A 〇・二一七キロメートル B 〇・二〇一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十九号	北見市留辺蘂町富士見国有林網走東部森林計画区網走中部森林管理署一〇七〇林班ほ小班地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部
二百三十一号	札幌市北区北三四条西二丁目二八〇番二から同市北区北三五条西二丁目二八〇番七まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百七十二号	北海道川上郡標茶町字阿歴内三五番一三から同町字阿歴内三五四番二まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
四百五十三号	札幌市南区真駒内柏丘一〇丁目一七番一〇〇二から同市南区真駒内柏丘一〇丁目一七番三〇九まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年一月二十七日

○北海道開発局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十三号	深川市広里町一丁目一六三番一一六から同市八条八番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年一月二十七日十三時

○北海道開発局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十六号	北海道幌泉郡えりも町字目黒一九三番一地先から同町字目黒二一二番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年一月二十八日

国会事項

衆議院

質問書提出

一月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

今冬の豪雪対策に関する質問主意書（木村太郎提出）

除染に伴って発生する土壌・廃棄物の「仮置場」の現状等に関する質問主意書（高市早苗提出）

議事日程

一月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号
平成二十四年一月二十六日（木曜日）
午後一時開議
一　国務大臣の演説に対する質疑

参議院

議案提出

一月二十五日議員から次の議案が提出された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（上野ひろし発議）（参第一号）

人事異動

法務省

八丁地　隆
法制審議会委員に任命する（一月二十三日）

国土交通省

（独立行政法人都市再生機構理事）
石井喜三郎
国土交通事務官（大臣官房付）に採用する
内閣官房に出向させる（二十二年十二月二十六日）
（政策統括官）国土交通事務官　藤岡　博
（近畿地方整備局副局長）国土交通技官　小野　憲司
（国土地理院中部地方測量部長）同　北原　敏夫
辞職を承認する（各通）
（横浜市港湾局担当理事）　滝野　義和
国土交通技官（港湾局付）に採用する
辞職を承認する（以上二十三年十二月三十一日）
（庄内空港出張所長）国土交通技官（那覇空港事務所長）同　齋藤　茂之
辞職を承認する（各通）
（海事局長）国土交通事務官　井手　憲文
大臣官房付に配置換する
（大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官）国土交通技官　森　雅人
海事局長に配置換する
（海上保安庁総務部長）海上保安官　内波　謙一
国土交通事務官（大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官）に昇任させる　田中　裕司
政策統括官に昇任させる
（港湾局振興課長）国土交通技官　田邊　俊郎
近畿地方整備局副局長に昇任させる